ブ消費党の 選出は おう は は に な ころ

2 1

新たに課税事業者となる方

個人事業者の方で、新たに課税事業者(消費税の申告・納付が必要な方)となる場合には、 納税地の所轄税務署長に「消費税課税事業者届出書(基準期間用)」を提出する必要があります。

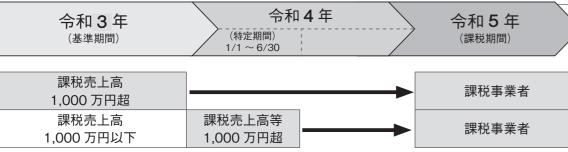
令和5年分において課税事業者となる方

令和3年分(基準期間)の課税売上高が1,000万円を超えている場合には、令和5年分は 消費税の課税事業者に該当します。

※令和3年分とは、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの期間に係る年分をいいます。

※令和3年分(基準期間)の課税売上高が1,000万円以下であっても、<u>令和4年1月1日から令和4年6</u> 月30日までの期間(特定期間)の課税売上高が1,000万円を超えている場合には、令和5年分は消費税 の課税事業者に該当します。この場合、納税地の所轄税務署長に「消費税課税事業者届出書(特定期間用)」 を提出する必要があります。

なお、特定期間における 1,000 万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によること もできます。



簡易課税制度の選択

令和3年分(基準期間)における課税売上 高が5,000万円以下の方は、簡易課税制度 を選択することができます。

令和5年分から簡易課税制度を適用して申 告する方は、令和4年12月31日までに、 納税地の所轄税務署長に「消費税簡易課税制 度選択届出書」を提出する必要があります。

簡易課税制度とは

課税期間における課税売上げに係る消費税 額に、事業区分に応じた「みなし仕入率」を 掛けて計算した金額を課税仕入れ等に係る消 費税額とみなして、納付する消費税額を計算 する制度です。

○ 課税事業者の方は、消費税法に基づく帳簿の記載が必要です。

- 一般課税で申告される方(簡易課税制度の適用を受けない方)が仕入税額控除を 適用するためには、区分経理(取引等を税率ごとに区分して記帳するなどの経理) に対応した帳簿および請求書等(区分記載請求書等)の保存が要件となります。
- 区分経理を行うことが困難な中小事業者(基準期間における課税売上高が5.000 万円以下の事業者)の方には、経過措置として、売上税額の計算の特例が設けら れています。
- ※売上税額の計算の特例は、令和元年10月1日から令和5年9月30日までの期間 適用することができます。
- ※消費税の届出や、帳簿の記載方法等について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ(https:// www.nta.go.jp) をご覧いただくか、電話相談センターをご利用ください。電話相談センターのご利用は、 十勝池田税務署へお電話いただき、自動音声にしたがって番号「1」番を選択してください。
- ※「消費税課税事業者届出書」や「消費税簡易課税制度選択届出書」等の各種届出書は e-Tax でも提出できます。 詳しい手続については、e-Tax ホームページ(https://www.e-tax.nta.go.jp)でご確認ください。

予定納税とは

納税する額

前年分の所得金額や税額など を基に計算した予定納税基準額 が15万円以上となる場合には、 原則、この予定納税基準額の3 分の1相当額をそれぞれ7月(第 1期分)と11月(第2期分)に 納めることとなっています。こ の制度を「予定納税」といいます。

令和5年分に

つ

消費税の

申告をされ

る個

人事

業者の方

 \wedge

お

す

1

問合せ先

役場住民課住民税係☎57十勝池田税務署 ☎57

2 2

1

7 1

3 1

2 2

費

予定納税が必要な方には、6月 中旬に税務署から「令和4年分 所得税及び復興特別所得税の予 定納税額の通知書」が送付され ています。この通知書に記載さ れた第2期分の金額が納税する 額です。

予定納税額の減額申請

廃業、休業または業況不振などの理由で、令和4年10月31日(月) の現況による令和 4 年分の「申告納税見積額(年間所得や所得控除な どを見積もって計算した税額)」が、税務署から通知されている「予定 納税基準額」よりも少なくなると見込まれる場合等は、予定納税の減 額申請をすることができます。

第2期分の予定納税の減額申請をする場合は、令和4年11月15 日(火)までに「予定納税額の減額申請書 | ※に必要事項を記載したう え、所轄税務署に提出してください。

提出後、税務署では、その申請について承認、一部 承認または却下のいずれかを決定し、その結果を書面 でお知らせします。※「予定納税額の減額申請書」は、 国税庁ホームページに掲載しています。

利振

用替

し納

て税

いを

る

方

そ

 \mathcal{O}

他

 \mathcal{O}

方

予定納税額

の

納付



※災害等により、予定納税額の納期限※土・日・祝日は、金融機関および税

合は異なりるの納付はでき

すせ

。ん詳の

にお尋ねください。

所得税および復

興特別所得

|税の予定納税

(第2期分)

2

期

を

お

忘れなく

別

付期間

令和

4年

月

日

月

30

日

水

令和4年11月30日(水)に指定の金融機関の預貯金口座から自 動的に引き落とされます。令和4年11月29日(火)までに預貯金

なお、振替納税に係る領収証書は発行されませんので、ご注意くだ さい。

令和4年11月30日(水)までに以下のいずれかの方法で納付手 続を行ってください。詳しくは国税庁ホームページ(https://www. nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/01.htm) をご覧ください。

- ・ ダイレクト納付(e-Tax による口座振替)
- インターネットバンキング等
- クレジットカード納付

残高をご確認ください。

- ・ コンビニ納付 (バーコード)
- コンビニ納付(QRコード)
- 金融機関または所轄の税務署窓口で納付

※クレジットカード納付は決済手数料がかかります。 ※コンビニ納付は納付金額30万円以下に限ります。

※納付には、便利な振替納税をご利用ください。「振替依頼納付書」は自宅から e-Tax で提出する ことができます。詳しくは、国税庁ホームページ(https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozeishomei/online.htm) をご覧ください。

問合せ先

十勝池田税務署

5 2

注

意

事

項